

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画主体	古座川町

古座川町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 古座川町地域振興課
所在地 和歌山県東牟婁郡古座川町高池 673-2
電話番号 0735-72-0180(代)
FAX番号 0735-72-1858
メールアドレス *_tiikisinkou-o@town.kozagawa.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、サル、アライグマ、カワウ、
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	古座川町全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和元年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
農作物被害		
イノシシ	野菜、水稲、いも類	302千円 0.79ha
シカ	果樹、野菜、水稲、その他	585千円 0.43ha
サル	果樹、野菜、水稲、いも類	610千円 0.53ha
アライグマ	野菜、	10千円 0.01ha
その他獣種	野菜、水稲	30千円 0.03ha
小計		1,537千円 1.79ha
水産被害		
カワウ	アユ、アマゴ	900千円 (約3万匹)
小計		900千円 (約3万匹)
合計		2,437千円 1.79ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

町内における鳥獣被害は、イノシシ、シカ、サルを中心に農作物への被害を与え、令和元年度の被害額は、2,437千円ではあるが、近年、イノシシの増加により被害拡大が認められている。

シカについては、人里周辺への出没などから、生息数の顕著な増加、生息域の拡大も推測される。また、イノシシ・サルについては、山間地域にとどまらず、町内全域で民家周辺の圃場や家庭菜園にまで被害が及んでいる。アライグマについては、少ないながらも目撃情報や被害は出ており、今後の被害拡大も予想される。

水産被害については、カワウによるアユへの被害が継続して発生しており、最近では産卵期の稚魚への被害が拡大している。

(注) 1 近年の被害の傾向 (生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
農作物被害額		
イノシシ	302 千円 0.79ha	272 千円 0.71ha
シカ	585 千円 0.43ha	526 千円 0.38ha
サル	610 千円 0.53ha	546 千円 0.47ha
アライグマ	10 千円 0.01ha	9 千円 0.01ha
その他獣種	30 千円 0.03ha	30 千円 0.03ha
小計	1,537 千円 1.79ha	1,383 千円 1.60ha
水産物被害額	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
カワウ	900 千円	810 千円
小計	900 千円	810 千円
合計	2,437 千円 1.79ha	2,193 千円 1.60ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>猟友会古座川分会への有害捕獲の委託により、狩猟及び有害での捕獲を推進してきた。</p> <p>また、有害捕獲については、県の管理捕獲及び捕獲補助と併せ、捕獲経費への助成を実施している。</p> <p>捕獲の担い手増加を目指し、わな・銃猟免許取得支援も県が行っている。</p>	<p>有害捕獲による猟友会の方々への負担の増加。高齢化などにより、依然、捕獲の担い手は減少傾向にある。また、野生獣の生息数は増加しているため、捕獲のみによる対策では、被害を抑制できない。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>水田地帯においては、国費補助事業及び町補助事業で電気柵等の防護柵を設置している。</p> <p>また、サル対策として、一部地域では住民によるグループ編成により、花火等による追い払いもおこなっている。</p>	<p>国費補助事業及び町補助事業で防護柵を設置している地域もあるが、防護柵未整備の地域の被害状況は一向に減少しない。</p> <p>サルによる被害対策が困難であるため、新しい手法を駆使した対策が求められている。</p>

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

被害軽減のため、防護柵等による農作物の防護、農地に繰り返し出没する個体の捕獲、刈り払いや餌場の除去等に集落環境を整備する取組を引き続き総合的に実施し、狩猟免許所持者による巡視、個体調査、追い払い、駆除等による被害防止対策に取り組んでいく。また、県内唯一の射撃場である田辺射撃場においては、銃猟による捕獲従事者の技術の向上を図り、人材育成及び人材の確保に努めていく。

防護柵については、国費補助・町単補助事業などを活用した整備を進めているが、未設置地域での被害はいまだ収まらない。今後も必要な地域に対し、個別柵とならないよう集落が主体となった防護柵の設置、管理等を情報提供し進めていく。

また、捕獲については猟友会による巡視・追い払い・捕獲活動はもちろんのこと、初動態勢を整える意味で、農家自身による被害防止を推進していく。花火を使用する等の追い払い行為や、少しでも早い捕獲につながるよう狩猟免許取得の勧め、それに伴う取得支援も行う。捕獲檻の貸し出しも引き続き行っていく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

実施隊員及び、猟友会古座川分会への委託により、捕獲を継続していく。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和 3年度	イノシシ シカ サル アライグマ カワウ	イノシシ・アライグマについては、捕獲檻を地域に貸し出すとともに、農家のわな免許取得を進め、県鳥獣対策アドバイザー等の指導の下、集落での捕獲を推進する。 シカ・サルについては、猟友会の協力により、集落内での捕獲を推進する。 カワウについては、猟銃での捕獲や動物追い払い煙火により追い払いを行う。

令和 4年度	イノシシ シカ サル アライグマ カワウ	イノシシ・アライグマについては、捕獲檻を地域に貸し出すとともに、農家のわな免許取得を進め、県鳥獣対策アドバイザー等の指導の下、集落での捕獲を推進する。 シカ・サルについては、猟友会の協力により、集落内での捕獲を推進する。 カワウについては、猟銃での捕獲や動物追払い煙火により追払いを行う。
令和 5年度	イノシシ シカ サル アライグマ カワウ	イノシシ・アライグマについては、捕獲檻を地域に貸し出すとともに、農家のわな免許取得を進め、県鳥獣対策アドバイザー等の指導の下、集落での捕獲を推進する。 シカ・サルについては、猟友会の協力により、集落内での捕獲を推進する。 カワウについては、猟銃での捕獲や動物追払い煙火により追払いを行う。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
和歌山県第12次鳥獣保護管理事業計画や第二種特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。	
・イノシシ	近年、捕獲数は着実に増加しているが、出没数は増加の一途を辿っており、農地周辺に出没する個体を中心に、銃器やわなによる捕獲を行い、着実な被害減少を目指す。
・サル、シカ	猟友会の協力により、集落周辺に生息する個体の捕獲を進めていく。
・アライグマ	猟友会、農家等による町全域での捕獲を推進する。
・カワウ	猟友会、漁業組合等による捕獲や追払いを推進する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	捕獲頭数 350頭	捕獲頭数 350頭	捕獲頭数 350頭
サル	捕獲頭数 150頭	捕獲頭数 150頭	捕獲頭数 150頭
シカ	捕獲頭数 1,400頭	捕獲頭数 1,400頭	捕獲頭数 1,400頭
アライグマ	捕獲頭数 50頭	捕獲頭数 50頭	捕獲頭数 50頭
カワウ	捕獲頭数 70頭	捕獲頭数 70頭	捕獲頭数 70頭

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>野生鳥獣の捕獲については、猟友会の協力の下、狩猟及び有害捕獲（通年）による個体数調整に取り組む。</p> <p>さらに、イノシシ・アライグマについては、生産農家等地元の取組として、集落が主体となり、箱罠を活用しながら、農地に出没する個体を農地周辺で捕獲していく。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>特にサルの捕獲について、民家近くに出現する事が多いため、花火による追払いがほとんどであり、捕獲が困難である。銃器の対応が可能な場所では、散弾銃より、より遠くから射撃できるライフル銃が必要である。</p> <p>また、ライフル銃は、イノシシ・シカといった大型獣の捕獲にも有効であることから、田辺射撃場において技術向上のため射撃訓練を実施し、人材育成に努め、より効果的な被害防止対策を進める。</p>

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限委譲済）

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サル イノシシ シカ	電気柵・ワイヤーメッシュ 古座川町全域	電気柵・ワイヤーメッシュ 古座川町全域	電気柵・ワイヤーメッシュ 古座川町全域

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 3年度	サル イノシシ シカ	猟友会会員による追い払い活動の実施 花火・モデルガンによる追い払い活動の強化 集落での啓発活動、研修会開催 餌場の除去など集落点検実施
令和 4年度	サル イノシシ シカ	猟友会会員による追い払い活動の実施 花火・モデルガンによる追い払い活動の強化 集落での啓発活動、研修会開催 餌場の除去など集落点検実施
令和 5年度	サル イノシシ シカ	猟友会会員による追い払い活動の実施 花火やモデルガンによる追い払い活動の強化 集落での啓発活動、研修会開催 餌場の除去など集落点検実施

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

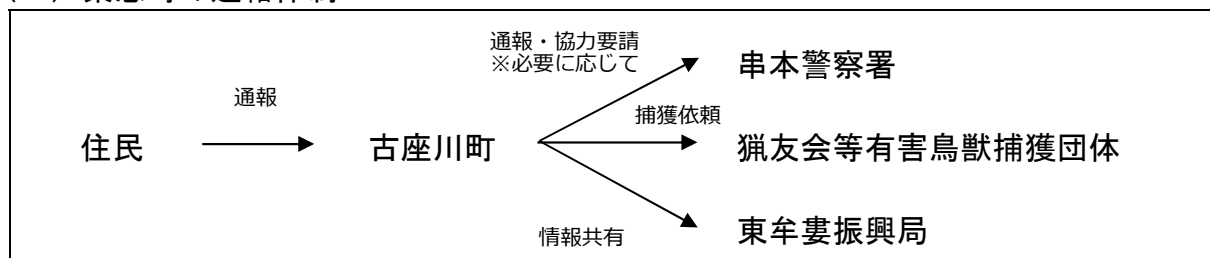
構成機関の名称	役割
和歌山県 古座川町地域振興課 鳥獣被害対策実施隊 古座川町猟友会	連絡窓口及び捕獲等実際の対応

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の処理については、食肉処理加工施設において解体し、食肉として広く利活用していくことを主とし、その他やむをえない場合は、捕獲現場での埋設処理等を行う。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

有害捕獲し食肉として利活用できる個体は、平成27年4月から稼働している古座川町鳥獣食肉処理加工施設において処理を行い、食品としての安全性を確保された状態でジビエとして供給する。その他の部位は、ペットフード及び皮革として利用する。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	古座川町鳥獣害防止対策協議会
--------------	----------------

構成機関の名称	役割
猟友会古座川分会 みくまの農業協同組合 南紀森林組合 古座川町農業委員会 古座川町地域振興課 東牟婁振興局農業水産振興課	有害捕獲の委託 農家及び地域への知識・技術の普及 農家及び地域への知識・技術指導 農家、地域からの意見のとりまとめ 施策の立案、予算の執行 国、関係機関との連絡調整 被害防止に関する情報収集、技術指導

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

構成機関の名称	役割
古座川ジビエ 山の光工房	食肉（ジビエ）としての有効活用
株式会社古川銃砲薬火店 (田辺射撃場)	狩猟者の育成・技術向上指導

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 26 年度から鳥獣被害対策実施隊を組織する。

○実施隊員

実施隊員は、猟友会古座川分会から選出し、町長が任命する。

捕獲以外の作業をする実施隊は町長が任命する。

○実施隊の活動内容

有害鳥獣の捕獲に関すること。

その他鳥獣被害防止対策に関すること。

ジビエの利活用促進に関すること。

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

これまでの取り組みや周知により、獣害を一人一人の問題として捉え、集落ぐるみで対策していく意識づけが出来てきた。全国的に鳥獣被害の深刻化が増し、国の施策等も急激に変化していく中で、さらなる県内外の各関係団体との連携を図り、情報収集及び提供を行う。また、担い手育成の推進にも努める必要がある。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。